

## 女性のためのオンライン起業相談はじめます

市内で起業したい女性や起業後の事業継続等に悩んでいる女性を対象に起業相談の専門家によるオンライン相談を実施します。相談は事前予約制、先着順です。継続相談も可能です。

- 相談日** 毎週火曜日  
(9月7日～令和4年1月25日まで)
- 実施方法** Zoomによるオンライン相談  
※通信費は自己負担となります。
- 定員** 各日6人(予約制・先着順)
- 申込方法** 市ホームページから専用申込フォームに必要事項を入力し、送信してください。
- 時間** 各日10時～17時(一人45分)
- ※予約状況により、ご希望の日時がお取りできない場合があります。



相談員 シニア・インキュベーション・マネジャー  
福井 瞳さん  
(ふくい ひとみ)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問合せ 商工労政課 女性活躍推進室 TEL69-2189 FAX63-4087

## 10月17日(日)は 甲賀市議会議員一般選挙です

あなたの一票が、今後のまちづくりを進める大切な一票になります。

- 投票時間** 7時から20時まで(一部の投票所は19時まで)
- 告示日** 10月10日(日)  
告示日の17時の時点で立候補者が定数を超えない場合は、無投票となります。
- 投票の種類** 市議会議員一般選挙(定数24人)  
※衆議院議員総選挙の日程により期日が変更となる場合があります。  
最新情報は甲賀市選挙管理委員会HPに掲載しています。  
本広報記事は令和3年8月26日現在のものです。



選挙管理委員会HP

### 投票できる方

- **年齢** 投票日現在、満18歳以上の日本国民(平成15年10月18日以前に生まれた方)
- **住所** 令和3年7月9日以前から引き続いて甲賀市の住民基本台帳に記録されている方

### ■期日前投票

投票当日、投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

### 期日前投票所

- 期間** 10月11日(月)から16日(土)まで
- 時間** 8時30分から20時まで
- 場所**

- ・市役所別館1階
- ・土山地域市民センター 1階
- ・甲賀地域市民センター 2階
- ・甲南地域市民センター 1階
- ・信楽地域市民センター 2階

- **どの期日前投票所でも投票することができます。**投票所入場券(はがき)がお手元に届いていれば、印刷してある宣誓書にご記入のうえ、お持ちください。
- **投票日当日及び期日前投票はどちらも投票所入場券(はがき)をお持ちでなくても投票できます。**



### ■不在者投票等

- 次のような方は不在者投票制度等をご利用ください
  - ・不在者投票の指定を受けている病院や老人ホーム等に入院・入所されている方等
  - ・仕事や学業のため、市外に滞在されている方
  - ・所定の身体障がい者の方等で、事前に登録をされている方
  - ・新型コロナウイルス感染症に感染し、外出自粛要請を受けている方
- 詳細は選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対策のため、投票所にはマスクを着用しお越しください。投票所での新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

問合せ 甲賀市選挙管理委員会事務局 TEL69-2260 FAX63-4086

## 滋賀の眺望景観 ビューポイント大募集!

琵琶湖をはじめ、県内各地の守り育て楽しむことができる眺望景観ビューポイントを募集します。応募のあったビューポイントの中から、一般投票(令和4年7月実施予定)を行い、滋賀の眺望景観ビューポイントを選定(令和4年12月予定)し、滋賀の景観を守り育てる施策に活用します。

募集対象となる眺望景観ビューポイントの条件、応募方法等の募集概要は、市および滋賀県のホームページに掲載しています。

- 募集期間** 9月1日(水)～11月30日(火)
- 応募資格** どなたでも応募可能  
(県内在住・在勤は問いません)

滋賀県土木交通部都市計画課景観係  
問合せ TEL077-528-4184  
✉ fukei-shiga@pref.shiga.lg.jp

## 交通実態調査(パーソナリティ調査)にご協力ください

近畿2府4県にお住まいの方々を対象に、1日の動きをお聞きする「交通実態調査(パーソナリティ調査)」を9月～10月に実施します。

この調査は、交通計画、防災計画、環境改善など、安全で快適なまちづくりに活かされます。調査は、調査票による集計としています。調査票がお手元に届きましたら、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

- 調査対象** 調査地域内にお住まいの世帯の中から無作為に抽出
- 回答方法** WEBもしくは調査票にご記入いただきます。
- 調査内容** 平日・休日のある1日の、「滞在場所や活動・目的、移動手段」など
- 調査主体** 国土交通省・滋賀県

滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係  
問合せ TEL077-528-4182

## おくがっこうこくぶつ 屋外広告物には基準があります

国土交通省では、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」として定めています。

本市では県や市内市町と連携し、同期間を「屋外広告物クリーンキャンペーン」として、屋外広告物に関する周知啓発や、違反広告物調査・パトロールを行い、屋外広告物の適正化を図ります。

問合せ 都市計画課 TEL69-2203 FAX63-4601

屋外に広告物を表示するには、許可が必要になる場合があります。設置地域に応じて、広告物の面積や高さ、色彩に基準を設けて規制を行っています。屋外に広告物を掲出される場合は、市HPに掲載されている基準やガイドラインを参考にされると共に、都市計画課へご相談ください。